

特別養護老人ホームかまくら愛の郷 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人湘南愛心会が設置経営する特別養護老人ホームかまくら愛の郷（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が入居者の心身機能の維持並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し適切な入所生活介護を提供することを目的としている。

（運営の方針）

第2条 従業者は、老人福祉法・介護保険法に規定される特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設として、入居者が生活中心者であることを認識し、入浴・排泄・食事等の介護等必要な日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行い、個人の尊厳を重視したかかわりを目指す。

2 施設の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他、保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 施設は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分にあつては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるように支援する。

（施設の名称及び所在地等）

第3条 施設の名称所在地は次の通りとする。

- （1） 施設名 特別養護老人ホーム かまくら愛の郷
- （2） 所在地 神奈川県鎌倉市岡本1022-32

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職員の種類、員数は次の通りとする。

- （1） 管理者（施設長） 1人 （常勤・兼務）
管理者は、介護老人福祉施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う

- （2） 医師 1人 （嘱託）
入居者の健康管理及び療養上の指導、必要に応じて健康保持のための措置を取る。

- （3） 生活相談員 2人以上
入居者及び家族の相談、援助を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整及び行政機関やその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う

- (4) 看護職員 常勤換算方法で4人以上
看護職員は、入居者の健康状態を把握し、異常があれば医師又は協力病院に連絡し適切な処置を行う。また医療上必要な助言を行う。
- (5) 介護職員 常勤換算方法で45人以上
(ユニットごとに常勤のユニットリーダーを1人)
介護職員は、入居者個々の尊厳や心身の状況を配慮し、適切な整容・食事や排泄の介助を行う。寝たきりの防止のため、できる限り離床に努める。
- (6) 機能訓練指導員 常勤換算方法で1.1人以上
機能訓練指導員は、入居者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めるとともに他の職員に対し指導を行う。
- (7) 管理栄養士 1人以上
管理栄養士は、栄養と入居者の身体状況に配慮し嗜好を考慮した食事を提供する。
- (8) 介護支援専門員 常勤換算方法で1.1人以上
介護支援専門員は、施設サービス計画案を作成し、その計画の実施状況を把握する。また要介護認定に係る援助を行う。
- (9) 事務員 3人以上
入居者の利用状況の管理、介護保険の請求等事務処理に関する全般を行う。
- ※ 上記に定めるもののほか、必要に応じてその職員を置くことができる。

(入居定員)

第5条 施設の入所定員110人とする。

- (1) ユニット数 11 ユニット
(特養11ユニット／短期生活介護・介護予防短期生活介護2ユニット)
- (2) ユニットの入居定員 10 名

(介護福祉施設のサービス内容)

第6条 施設のサービス内容は、次の通りとする。

- (1) 食事、排泄、入浴等の介護
入居者の生活習慣を尊重し、適切な時間に食事を提供する。また、嗜好を考慮した食事を提供する。
入居者の心身状況に応じて適切な方法により排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても必要な援助を行う。また、おむつを使用せざるを得ない人には適切に取替えを行う。
適切な方法により1週間に2回以上入浴または清拭を行う。
- (2) その他の日常生活上の世話
寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。また、個人としての尊厳を配慮しながら、適切な整容等の必要な援助をする。
- (3) 相談・援助等
入居者およびその家族からのいかなる相談があった場合についても誠意をもって対応し、可能な限り必要な助言、その他の援助を行うよう努める。
- (4) 機能訓練

日常生活を通して入居者の状況に応じた機能訓練を行い、必要な機能を改善し身体機能の低下を防止するよう努める。

(5) 健康管理

看護師による日常の健康チェックをする。また、嘱託医師による健康管理に努める。緊急に入院等必要な場合には、協力病院にて対応する。

(6) 療養上の世話

教養娯楽設備を備え適宜レクリエーション等を行い、施設での生活を実りあるものとなるよう努める。

(7) 栄養管理

入居者の栄養状態を把握し、適切な食事プランを作成することで低栄養状態を予防・改善する。

(8) 口腔衛生管理

入居者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を行う。

(定員の遵守)

第7条 従業者は、サービス提供において定員を遵守するように努める。

(入居者負担の額)

第8条 入居者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 介護保険の適用を受けるサービスの利用料は、別紙料金表のとおり厚生労働大臣の定める介護報酬の告示上の額とする。

(2) 提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けない介護サービスの費用で入居者負担が適当と認められる費用については、別紙料金表により支払いを受けることができる。なお、支払いを受ける場合は、入居者又はその家族に対して事前に説明をし、同意を得た上で支払いを受けるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 入居者は、次に定める事項について遵守しなければならない。

(1) 入居者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(2) 入居者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、施設長又は責任者の承認を得なければならない。

(入退所)

第10条 施設は、神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針に基づき、入退所に関する手続き等を行うものとする。

(入居者の入居期間中の取扱い)

第11条 施設長は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希

望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともにやむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるように努める。

- 2 入居期間についても、居室の確保に努めるものとするため、入院期間についても居住費は発生するものとする。尚、ご家族等の同意を取り短期入所にて居室を使用する場合は、この限りではない。

（守秘義務及び個人情報の保護）

- 第12条 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を随時行うほか、従業者等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（従業者の就業環境の確保について（パワハラ・セクハラの防止））

- 第13条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、施設において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（緊急時における対応方法）

- 第14条 従業者はサービスの提供中に入居者の病状に急変その他緊急事態が発生した時は、速やかに医師又は協力病院に連絡等の処置を講ずると共に、家族及び関係機関に連絡する等適切な対応をする。
- 2 施設は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。

（非常災害対策）

- 第15条 施設は非常災害に関する具体的（火災・風水害・地震等）計画を作成し防火管理者又は火気・消防等について責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため年に2回以上、定期的に避難、救出訓練を行う。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（身体拘束）

- 第16条 施設は、サービスの提供にあたり身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 「身体拘束適正化の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて身体拘束廃止等の適正化に努める。
 - 3 身体拘束適正化委員会を2月に1回程度開催、議事録を作成し、従業者に周知徹底する
 - 4 身体拘束等の適正化のための研修を年に2回開催する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 2 「虐待防止の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて虐待の発生又は、再発の防止に努める。
- 3 虐待防止委員会を2月に1回程度開催、議事録を作成し、従業者に周知徹底する。
- 4 虐待の発生又は、再発の防止するための研修を年に2回開催する。
- 5 施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 6 虐待防止責任者 氏名 櫻井 健一 （施設長）

(事故発生時の対応)

第18条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 2 「事故防止・対策の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて事故が発生した場合の対応、次号に定める報告方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 3 事故は発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する。
- 4 事故防止対策委員会を2月に1回程度開催する、議事録を作成し、従業者に周知徹底する。
- 5 施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 6 事故防止対策のための研修を年に2回開催する。

(衛生管理)

第19条 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族・害虫の駆除を行う。
- 5 「食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて食中毒の予防及び蔓延の防止に努める。
- 5 食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を年に1回開催する。

(感染症対策)

第20条 施設は、施設内において感染症が発生、蔓延防止のため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 2 「感染防止・対策の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて感染症の発生又は、蔓延防止に努める。

- 3 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する感染対策委員会を2月に1回程度開催、議事録を作成し、従業者に周知徹底する。
- 4 感染症予防及び蔓延防止のための研修、及び訓練を年に2回開催する。

(業務継続計画（BCP）の策定に関する事項)

- 第21条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施する目的、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修を年に2回開催する。また、訓練を年に2回実施するものとする。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

- 第22条 施設は、提供した施設介護に関する入居者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置、担当者、設置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
- 相談苦情解決責任者 氏名 櫻井 健一 (施設長)
- 相談・苦情受付解決担当者 氏名 山田 清美 (介護支援専門員)
- 2 施設は、市町村・国保連合会が行う調査に協力し市町村・国保連合会による指導又は助言に従って必要な改善を行い、内容を報告する。

(地域との連携等)

- 第23条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(従業者の質の確保)

- 第24条 施設は、従業者に対し資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

- 第25条 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備、保存しておくものとする。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものである。

(掲示)

第26条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、協力病院、利用料、苦情窓口その他の重要事項を掲示するものとする。

(協力医療機関等)

第27条

(その他運営に関する重要事項)

第28条 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2 褥瘡対策委員会を1月に1回程度開催する。

3 「褥瘡の防止のための指針」を作成し、指針に基づいて褥瘡の予防及び防止に努める。

4 各種会議を設置し、開催する。

① リーダー会議 ② ユニット会議 ③ サービス担当者会議 ④ 運営会議

⑤ 入所判定会議 ⑥ 管理会議

5 各委員会・会議は議事録を作成し、従業者に周知徹底する。

6 協力病院・協力歯科医院を次の病院とする。

協力病院 (医療法人 徳洲会 湘南鎌倉総合病院)

協力歯科医院 (医療法人社団 開成会 うえだ歯科)

7 その他の運営に関する重要事項については、事業所の管理者と社会福祉法人湘南愛心会の役員において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成20年5月1日施行

平成23年4月1日改定

平成24年4月1日改定

平成25年2月1日改定

平成27年9月13日改定

平成28年4月1日改定

令和 3年4月1日改定

令和 5年4月1日改定

令和 6年4月1日改定

令和 7年4月1日改定